

徳島県告示第448号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和8年8月25日から同年12月25日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和8年8月25日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 届出の概要

(1) 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
MUFG F&Lソリューションズ株式会社	東京都中央区新川二丁目27番1号	橋爪 栄
株式会社ワークマン	群馬県伊勢崎市紫町1732番地	大内 康二

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン上板
所在地 板野郡上板町椎本字中ノ内3

(3) 変更事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
MUFG F&Lソリューションズ株式会社	東京都中央区新川二丁目27番1号	橋爪 栄
株式会社ワークマン	群馬県伊勢崎市紫町1732番地	小濱 英之

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
--------	----	--------

MUFG F&Lソリューションズ株式会社	東京都中央区新川二丁目27番1号	橋爪 栄
株式会社ワークマン	群馬県伊勢崎市紫町1732番地	大内 康二

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1	大村 浩一
株式会社池田時計店	徳島市新町橋一丁目11番地	吉村 俊哉
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野 靖二
株式会社ワークマン	群馬県伊勢崎市紫町1732番地	小濱 英之

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1	大村 浩一
株式会社池田時計店	徳島市新町橋一丁目11番地	吉村 俊哉
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渚二丁目38番地	河合 映治
株式会社ワークマン	群馬県伊勢崎市紫町1732番地	大内 康二

(4) 変更年月日

縦覧に供する届出のとおり

2 届出年月日

令和8年8月4日

3 届出の縦覧

(1) 縦覧の場所

徳島県経済産業部産業成長推進課及び上板町産業課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページ

(2) 縦覧の期間

令和8年8月25日から同年12月25日まで

4 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

(1) 意見書の提出先

郵便番号770-8570

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県経済産業部産業成長推進課スタートアップ・経営支援担当

電話番号088-621-2367

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 意見の内容

ウ 意見を述べる理由

(3) その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部産業成長推進課及び上板町産業課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページにおいて公告の日から1月間縦覧に供する。